

令和 5 年（2023年） 3 月 3 1 日

令和 4 年度姫路市集団指導

居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導

姫路市健康福祉局保健福祉部 監査指導課



目次

- | | | |
|---|-------------|----------|
| 1 | 基本方針について | (p 4) |
| 2 | 人員基準について | (p 6) |
| 3 | 設備基準について | (p 8) |
| 4 | 運営基準について | (p 10) |
| 5 | 介護報酬の請求について | (p 23) |
| 6 | 過去の指導事例について | (p 38) |
| 7 | さいごに | (p 41) |



使用する表記

表記	正式名称
居宅条例	姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第51号）
予防条例	姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第52号）
指定居宅療養管理指導	介護保険法第70条第1項に規定する指定居宅サービス事業者による居宅療養管理指導
指定介護予防 居宅療養管理指導	介護保険法第115条の2第1項に規定する指定介護予防サービス事業者による介護予防居宅療養管理指導 （※本書においては、必要に応じて、「居宅療養管理指導」を「介護予防居宅療養管理指導」に読み替えてください。）
マニュアル	令和4年度姫路市集団指導に係る居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の手引き



1 基本方針について



基本方針（居宅条例第91条、予防条例第89条） 【マニュアル5頁】

居宅療養管理指導は、病院・診療所・薬局の医師などが、通院が困難な要介護者等の自宅を訪問して、療養上の管理及び指導を行い、その者の療養生活の質の向上を図るものです。サービス内容に応じて、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等がサービスを提供します。

【ポイント】

「居宅」には、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る)、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る)を含みます。

ただし、上記施設の事務所や食堂、薬保管室等の居宅・居室以外の場所で居宅療養管理指導を提供することはできません。当該不適切な居宅療養管理指導を提供していた場合は、速やかに過誤申立手続きを行い、介護給付費を返還してください。



2 人員基準について



人員基準（居宅条例第92条、予防条例第90条） 【マニュアル5頁】

指定居宅療養管理指導事業者が居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりです。

(1) 病院又は診療所

ア 医師又は歯科医師：1以上

イ 薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師、准看護師を含む）又は管理栄養士：サービス内容に応じた適当数

(2) 薬局

ア 薬剤師：1以上



3 設備基準について



設備基準（居宅条例第93条、予防条例第91条） 【マニュアル5頁】

居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であって、指定居宅療養管理指導の運営に必要な広さを有しているほか、サービス提供に必要な設備及び備品等を備えなければなりません。

なお、設備及び備品等については、当該病院又は診療所における診療用に備え付けられたものを使用することができます。



4 運営基準について

※なお、特に必要と思われるものについてのみ掲載しています。
その他の運営基準については、マニュアルをご確認ください。



居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等との連携 (居宅条例第99条(第70条準用)、予防条例第95条(第70条準用))

【マニュアル8頁】

指定居宅療養管理指導を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者又は地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。

また、指定居宅療養管理指導の提供の終了に当たっては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者に対する情報の提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。



居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等との連携 (居宅条例第99条(第70条準用)、予防条例第95条(第70条準用))

【マニュアル8頁】

【ポイント】

介護支援専門員等に対するケアプランの作成等に必要な情報提供がない場合には、居宅療養管理指導費の算定はできません。情報提供していないにもかかわらず、居宅療養管理指導費を請求している場合、不正な請求となり、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止を行うことがあります。

また、必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、関連する情報については、介護支援専門員等に提供するように努めてください。



サービスの提供の記録

(居宅条例第99条(第20条準用)、予防条例第95条(第52条の13準用))

【マニュアル9頁】

指定居宅療養管理指導を提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービス内容その他必要な事項等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければなりません。

【ポイント】

- ◎ サービス提供の記録は、契約解除や施設への入所等によって利用者へのサービス提供が終了した日から5年間保存しなければなりません。
- ◎ サービス提供の記録は、介護報酬請求の根拠となる書類です。記録によりサービス提供の事実が確認できない場合には、報酬返還になることもあります。



利用料等の受領（居宅条例第94条、予防条例第92条）

【マニュアル9頁】

- ・ 法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際に、その利用者から利用者負担として、負担割合証に記載の負担割合相当額の支払いを受けなければなりません。
- ・ 利用料のほかに、サービス提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができます。
- ・ 指定居宅療養管理指導の提供に要した費用について、利用者から支払いを受けたものについては、それぞれ個別の費用に区分した上で、領収証を交付しなければなりません。



利用料等の受領（居宅条例第94条、予防条例第92条）

【マニュアル9頁】

【ポイント】

- ◎ 利用者負担を免除することや適正な額の支払いを受けないことは、指定の取消等を直ちに検討すべきとされる重大な基準違反とされています。
- ◎ 交通費の額の支払いに関しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、説明を行い、利用者の同意を得なければなりません（「説明」「同意」は文書により確認できるようにしてください）。
- ◎ 領収証には、利用者負担分とその他費用の額を区分して記載する必要があります。その他費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。その際、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けることは認められません。
また、領収書又は請求書にはサービスを提供した日や利用者負担分の算出根拠である請求単位等、利用者にとって支払う利用料の内訳がわかるようにしてください。



指定（介護予防）居宅療養管理指導の具体的取扱方針 （居宅条例第96条、予防条例第97条） 【マニュアル10頁】

【医師又は歯科医師が行う場合】

- ① 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。
- ② 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応じるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行う。
- ③ 利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努める。



指定（介護予防）居宅療養管理指導の具体的取扱方針 （居宅条例第96条、予防条例第97条） 【マニュアル10頁】

【医師又は歯科医師が行う場合】

- ④ 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は、居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。
- ⑤ 居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- ⑥ サービス担当者会議への参加が困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。
- ⑦ 各利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録する。



指定（介護予防）居宅療養管理指導の具体的取扱方針 （居宅条例第96条、予防条例第97条） 【マニュアル10頁】

【薬剤師が行う場合】

- ① 医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師の場合は、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- ② 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行う。
- ③ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。



指定（介護予防）居宅療養管理指導の具体的取扱方針 （居宅条例第96条、予防条例第97条） 【マニュアル10頁】

【薬剤師が行う場合】

- ④ 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は、居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。
- ⑤ 居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- ⑥ サービス担当者会議への参加が困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。
- ⑦ 各利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。



指定（介護予防）居宅療養管理指導の具体的取扱方針 （居宅条例第96条、予防条例第97条） 【マニュアル10頁】

【歯科衛生士又は管理栄養士が行う場合】

- ① 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- ② 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行う。
- ③ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
- ④ 各利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。



運営規程（居宅条例第97条、予防条例第93条）

【マニュアル12頁】

事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（＝運営規程）を定めなければなりません。

- ア 事業の目的、運営の方針、事業所名称、事業所所在地
- イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ウ 営業日及び営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間
- エ 指定居宅療養管理指導の種類(職種)及び利用料その他の費用の額
- オ 事故発生時の対応
- カ 通常の事業の実施地域
- キ 業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- ク 苦情・相談体制
- ケ 虐待の防止のための措置に関する事項
- コ その他市長が必要と認める事項



勤務体制の確保等

(居宅条例第99条 (第32条準用)、予防条例第95条 (第74条の2準用))

【マニュアル12頁】

利用者に対して、適切な居宅療養管理指導を提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定め、当該事業所の従業員によって居宅療養管理指導を提供しなければなりません。また、従業員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければなりません。

なお、適切な居宅療養管理指導の提供を確保する観点から、職場において行われる性的又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。

【ポイント】

- ◎ 月ごとの勤務表を作成し、居宅療養管理指導従業員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることが必要です。
- ◎ 事業所ごとに、雇用契約の締結等(派遣契約を含む。)により、事業所の管理者の指揮命令下にある従業員が居宅療養管理指導をしなければなりません(管理者の指揮命令権の及ばない請負契約等は不可)。



5 介護報酬の請求について

※なお、特に必要と思われるものについてのみ掲載しています。

その他の介護報酬の請求については、マニュアルをご確認ください。



共通事項

【マニュアル18頁】

<通院が困難な利用者について>

居宅療養管理指導費は、在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、定期的に訪問して指導等を行った場合の評価であり、継続的な指導等の必要のないものや通院が可能なものに対して安易に算定してはなりません。例えば、少なくとも独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができるものなどは、通院は容易であると考えられるため、居宅療養管理指導費は算定できません（やむを得ない事情がある場合を除く。）。

【根拠】 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号)第2の6(1)

【ポイント】

「居宅」には、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る)、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護(宿泊サービスに限る)を含みます。

ただし、上記施設の事務所や食堂、薬保管室等の居宅・居室以外の場所で居宅療養管理指導を提供することはできません。当該不適切な居宅療養管理指導を提供していた場合は、速やかに過誤申立手続きを行い、介護給付費を返還してください。



医師又は歯科医師による居宅療養管理指導【マニュアル23頁】

イ 医師が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費（Ⅰ）

- | | |
|----------------------------|----------|
| （一）単一建物居住者1人に対して行う場合 | 5 1 4 単位 |
| （二）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 4 8 6 単位 |
| （三）（一）及び（二）以外の場合 | 4 4 5 単位 |

(2) 居宅療養管理指導費（Ⅱ）

- | | |
|----------------------------|----------|
| （一）単一建物居住者1人に対して行う場合 | 2 9 8 単位 |
| （二）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 2 8 6 単位 |
| （三）（一）及び（二）以外の場合 | 2 5 9 単位 |

ロ 歯科医師が行う場合

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 | 5 1 6 単位 |
| (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 4 8 6 単位 |
| (3) （一）及び（二）以外の場合 | 4 4 0 単位 |

※令和3年4月1日時点



医師又は歯科医師による居宅療養管理指導【マニュアル23頁】

(1) 算定内容

医師・歯科医師による居宅療養管理指導費は、通院が困難な在宅の利用者に対して、医師・歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員(特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は複合型サービスの介護支援専門員を含む)に対し、居宅サービス計画の策定に必要な情報提供(利用者の同意を得て行うものに限る)を行うとともに、利用者や家族等に対し、介護サービス利用上の留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、1月に2回を限度として算定します。

なお、居宅療養管理指導費(Ⅱ)は、同一月に医療保険の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定した場合に算定します。

- ・ **原則として、介護支援専門員（ケアマネジャー）への情報提供がない場合は算定できません。**
- ・ 複数の医師及び歯科医師が居宅療養管理指導費を算定することはできません。
- ・ 主治の医師及び歯科医師がやむを得ない事情により訪問できない場合については、同一医療機関の医師・歯科医師が代わりに訪問した場合も算定できます。



医師又は歯科医師による居宅療養管理指導【マニュアル24頁】

(2) 「情報提供」及び「指導又は助言」の方法

ア 介護支援専門員等に対する情報提供について

- ・ サービス担当者会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合においては、「情報提供すべき事項」(薬局薬剤師に情報提供する場合は、診療状況を示す文書等の内容も含む)について、原則的に文書(メール、FAXでも可)により介護支援専門員に対して情報提供を行います。
- ・ 文書等により情報提供を行った場合については、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存してください。

【情報提供すべき事項】

- ① 基本情報 (医療機関名、住所、連絡先、医師・歯科医師氏名、利用者の氏名、生年月日、性別、住所、連絡先等)
- ② 利用者の病状、経過等
- ③ 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等
- ④ 利用者の日常生活上の留意事項、社会生活面の課題と地域社会において必要な支援等



医師又は歯科医師による居宅療養管理指導【マニュアル25頁】

(2) 「情報提供」及び「指導又は助言」の方法

イ 利用者・家族等に対する指導又は助言の方法

- ・ 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等に関する指導又は助言は、文書等の交付により行うよう努めてください。
- ・ 口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録してください。当該記録を医療保険の診療録に記載することは差し支えありませんが、下線又は枠で囲う等により、他の記録と区別できるようにしてください。
- ・ 文書により指導又は助言を行った場合については、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存してください。



薬剤師による居宅療養管理指導【マニュアル27頁】

ハ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 | 5 6 5 単位 |
| (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 4 1 6 単位 |
| (三) (一) 及び (二) 以外の場合 | 3 7 9 単位 |

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 | 5 1 7 単位 |
| (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 3 7 8 単位 |
| (三) (一) 及び (二) 以外の場合 | 3 4 1 単位 |

※令和3年4月1日時点



薬剤師による居宅療養管理指導【マニュアル27頁】

サービス提供に当たっての留意点

- ・ 請求明細書の摘要欄に訪問日を記入します。
- ・ 薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導については、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、また、医療機関の薬剤師が行う場合にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行います。
- ・ 提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者又はその家族等に対して積極的に文書等にて提出してください。居宅療養管理指導を提供するに当たっては、記録（薬局薬剤師にあっては、薬剤服用歴の記録、医療機関の薬剤師にあっては、薬剤管理指導記録）を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告した上で、ケアマネジャーに対するケアプランの作成等に必要な情報提供を行うこととしてください。



薬剤師による居宅療養管理指導【マニュアル27頁】

サービス提供に当たっての留意点

- ・ 原則、ケアマネジャーへの情報提供がない場合には、算定できません。
- ・ サポート薬局の薬剤師が在宅基幹薬局の薬剤師に代わって居宅療養管理指導を行うことについては、あらかじめ当該利用者又はその家族等の同意を得ていなければなりません。
- ・ サポート薬局の薬剤師が在宅基幹薬局の薬剤師に代わって居宅療養管理指導を行った場合には次のとおり、薬剤服用歴の記録等を行うことになります。

ア) サポート薬局は、薬剤服用歴の記録を記載し、在宅基幹薬局と当該記録を共有してください。

イ) アを踏まえ、在宅基幹薬局は、居宅療養管理指導の指示を行った医師・歯科医師に対する訪問結果についての報告や、ケアマネジャーに対する必要な情報提供等を行ってください。

ウ) 在宅基幹薬局は、薬剤服用歴に当該居宅療養管理指導を行ったサポート薬局名及びやむを得ない事由等を記載するとともに、請求明細書の摘要欄にサポート薬局による業務日等を記載してください。



管理栄養士による居宅療養管理指導【マニュアル32頁】

ニ 管理栄養士が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費（Ⅰ）

- | | |
|----------------------------|----------|
| （一）単一建物居住者1人に対して行う場合 | 5 4 4 単位 |
| （二）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 4 8 6 単位 |
| （三）（一）及び（二）以外の場合 | 4 4 3 単位 |

(2) 居宅療養管理指導費（Ⅱ）

- | | |
|----------------------------|----------|
| （一）単一建物居住者1人に対して行う場合 | 5 2 4 単位 |
| （二）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 4 6 6 単位 |
| （三）（一）及び（二）以外の場合 | 4 2 3 単位 |

※令和3年4月1日時点



管理栄養士による居宅療養管理指導【マニュアル33頁】

サービス提供に当たっての留意点

- 1人の利用者について、1月に2回を限度として算定します。
- 栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談または助言を30分以上行った場合に算定します(請求明細書の摘要欄に訪問日を記入します)。
- 厚生労働大臣が定める特別食を必要とする利用者または低栄養状態にあると医師が判断した場合に算定対象となります
- 居宅療養管理指導費(Ⅱ)を算定する場合は、指定居宅療養管理指導事業所の計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該指定居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設、又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、居宅療養管理指導を実施します。



管理栄養士による居宅療養管理指導【マニュアル33頁】

サービス提供に当たっての留意点

- ・ 居宅療養管理指導費（Ⅱ）を算定する場合は、管理栄養士は、居宅療養管理指導に係る指示を行う医師と十分に連携を図り、判断が必要な場合等に速やかに連絡が取れる体制を構築する必要があります。なお、所属が同一か否かに関わらず、医師から管理栄養士への指示は、居宅療養管理指導の一環として行われるものであることに留意してください。
- ・ 必要に応じて、社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を指示を行った歯科医師に提供するように努めてください。



歯科衛生士等による居宅療養管理指導【マニュアル35頁】

ホ 歯科衛生士等が行う場合

(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 361単位

(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 325単位

(3) (一)及び(二)以外の場合 294単位

※令和3年4月1日時点



歯科衛生士等による居宅療養管理指導【マニュアル36頁】

サービス提供に当たっての留意点

- ・ 歯科衛生士等の行う居宅療養管理指導については、医療機関に勤務する歯科衛生士等が、当該医療機関の歯科医師からの直接の指示、管理指導計画に係る助言等を受け、居宅に訪問して実施した場合に算定します。なお、終了後は、指示等を行った歯科医師に直接報告します。
- ・ 1人の利用者について、1月に4回を限度として算定します。
- ・ 管理指導計画に従った療養上必要な実地指導を1人の利用者に対して歯科衛生士等が1対1で20分以上行った場合に算定します(請求明細書の摘要欄に当該居宅療養管理指導に係る指示を行った歯科医師が訪問診療を行った日と歯科衛生士等の訪問日を記入します)。
- ・ 居宅療養管理指導費は、指示を行った歯科医師の訪問診療の日から起算して3月以内に行われた場合に算定します。
- ・ 歯科衛生士等が居宅療養管理指導を行った時間とは、実際に指導を行った時間をいうものであり、指導のための準備や利用者の移動に要した時間等は含まれません。



歯科衛生士等による居宅療養管理指導【マニュアル36頁】

サービス提供に当たっての留意点

- ・ 実地指導が単なる日常的な口腔清掃等であるなど療養上必要な指導に該当しないと判断される場合は算定できません。
- ・ 歯科衛生士等は実地指導に係る記録を作成し、交付した管理指導計画を当該記録に添付する等により保存するとともに、指導の対象となった利用者ごとに利用者氏名、訪問先、訪問日、指導の開始及び終了時刻、指導の要点、解決すべき課題の改善等に関する要点、歯科医師からの指示等、歯科医師の訪問診療に同行した場合には当該歯科医師の診療開始及び終了時刻及び担当者の署名を明記し、指示等を行った歯科医師に報告します。
- ・ 利用者の口腔機能の状態によっては、医療における対応が必要である場合も想定されることから、その疑いがある場合は、利用者又は家族等の同意を得て、指示を行った歯科医師、歯科医師を通じた指定居宅介護支援事業者等への情報提供等の適切な措置を講じてください。
- ・ 必要に応じて、社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を指示を行った歯科医師に提供するよう努めてください。



6 指導事例について



指導事例等について【マニュアル36頁】

以下のいずれの事例においても、居宅療養管理指導サービスとしては不適切なサービスを提供しているため、介護給付費の返還が必要です。

- 短期入所生活介護の利用者に対し、その施設内で行った居宅療養管理指導について居宅療養管理指導費を算定していた。
- 介護保険施設(=介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)の入所者に対し、居宅療養管理指導を行っていた。
- 有料老人ホーム等の食堂に利用者呼び出し、食堂で居宅療養管理指導を行っていた。
- 利用者の居室を訪問せず、有料老人ホーム等の薬保管室等で、居宅療養管理指導を行っていた。
- 直接利用者に会わず、有料老人ホーム等の従業者に対して、居宅療養管理指導を行っていた。
- 利用者がデイサービスを利用している時間に、利用者が不在の居室を訪問し、居宅療養管理指導を行ったとして、居宅療養管理指導費を算定していた。
- 介護支援専門員に対して居宅療養管理指導に係る情報提供を行っていなかった。
- 居宅療養管理指導を行うに当たって必要となる、薬学的管理指導計画・栄養ケア計画・管理指導計画を策定していなかった。
- 医療処置や投薬治療だけを行っているにもかかわらず、居宅療養管理指導を行ったとして、居宅療養管理指導費を算定していた。



指導事例等について【マニュアル36頁】

「居宅療養管理指導」は、利用者が在宅生活を送る上での「療養上の管理及び指導」を行うものです。「訪問診療」や「往診」とは異なり、症状に応じて医療処置や投薬治療などを行うことはできません。また、「居宅療養管理指導」は、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければなりません。利用者にあたらない、居宅・居室を訪問しない等のサービスの提供方法が不適切であったり、ケアマネジャーへの情報提供を行っていないこと等がないように留意してください。



7 さいごに



適切な介護保険サービスを提供するにあたって

<医療と介護の連携>

近年、医療ニーズを抱える要介護・要支援者の在宅療養が増えています。在宅療養を継続するためには、適切な在宅医療サービスと介護サービスが一体的に提供される必要があり、介護支援専門員（ケアマネジャー）によるケアマネジメントがより重要です。

指定（介護予防）居宅療養管理指導事業者の皆さまにおかれましては、担当介護支援専門員と密接な連携（情報提供等）をしていただき、介護保険法の目的に照らし、要介護者・要支援者の方々が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な居宅療養管理指導の提供にご協力よろしく申し上げます。

